

平成15年10月24日
社日本物流団体連合会

物流連「環境問題に関する講演会」を開催

社日本物流団体連合会では、10月23日（木）午後1時半から虎ノ門パストラルにおいて、環境省総合環境政策局環境経済課長 佐野郁夫氏を招き、「我が国における温暖化対策税制について」、講演会を開催し、一般会員など約85名が参加した。

講演の概要は、本年8月に公表された「温暖化対策税制の具体的な制度の案」を中心に、次のとおりである。

地球温暖化の問題が深刻化しており、とにかく地球の環境を守るため世界が何らかの痛みを分かち合うというのが、現在まだ発効していない京都議定書であり、ロシアの動向にも関わるが、発効すれば2008年にいきなり義務がかかるものである。90年比6%削減約束の達成に向けて、地球温暖化対策推進大綱によるステップ・バイ・ステップの施策のなかで、温暖化対策税の導入は、他の手法と並行しながら検討されている。税が導入されるかどうかは、来年、2004年の評価見直し如何なので、必要と判断された場合に、すぐにその仕組みの提案が出来るよう準備されたところとの前置きがあり、それでは、なぜ税金かということについては、次の点が強調された。

一つは、CO₂はエネルギーを使用するありとあらゆるところから排出されているのであり、悪者を特定できないところに難しさがある。エネルギーの値段を上げ、省エネについてすべての主体に考えてもらう、つまり、社会全体で実質的効果を最小のコストで得られる考え方であること。二つは、この税は税収そのものが目的ではなく、CO₂排出量の削減をすることであり、税収は効率的で確実な削減につながる対策支援を基本に考えられていることであった。

また、質疑応答において、税の導入では京都議定書約束のうちマイナス2%を稼ぎ出すということ、物流事業者から荷主への税の転嫁は、あくまでエネルギーの利用者が負担すべきものであり転嫁は市場に委ねられるべきものであること、方策次第では物流効率化などソフト面に対する助成等も考え得ること、などの見解が示された。

講演会は、午後3時終了した。

配布資料、写真（データ）をご入用の場合は、事務局までご連絡ください。

（連絡先）事務局・乾

電話 03-3593-0139 FAX 03-3593-0138